令和８年（2026年）11月17日
厚　生　委　員　会
報　告　事　項　資　料
福祉部障害者福祉課

八王子市障害者計画（中間見直し）及び第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（素案）について

１　報告趣旨

現行計画である、八王子市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画について、令和８年度（2026年度）末をもって、八王子市障害者計画が計画期間の中間年度、第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画が計画期間の満了を迎える。これに伴い、現行計画策定後の法制度改正や社会情勢の変化、計画の進捗評価結果及び障害者地域自立支援協議会からの意見等を踏まえた中間見直し及び次期計画の素案を取りまとめたことから、その内容について報告する。

２　報告内容

（１）計画の概要

ア　計画の位置づけ

（ア）障害者計画

障害者基本法第11条第３項に基づく「市町村障害者計画」で、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とし、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を定めるもの。

（イ）障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」で、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるもの。

（ウ）障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」で、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるもの。

イ　計画期間

（ア）障害者計画

令和６年度（2024 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの６年間　※今回は中間見直し

（イ）第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画

令和９年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの３年間

※障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に合わせ、それぞれ第８期・第４期への改定となる。

ウ　基本目標（現行計画を継承）

全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり

※現行計画を継承

エ　主な改定内容

（ア）基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化

（イ）医療的ケア児・者及び重症心身障害児・者への支援充実

（ウ）巡回発達相談の充実、５歳児健康診査の実施等による発達障害支援の充実

（エ）福祉人材の確保及び定着支援の充実

（オ）就労アセスメントの活用等による就労支援の充実

（カ）障害理解促進及びインクルーシブ社会の推進

（キ）災害時支援体制の強化

（ク）中核市権限を活用した障害者施設整備方針の見直し（条件付指定等によるサービスの質の向上）

（ケ）成果目標や活動指標を令和 11 年度（2029 年度）まで設定

（２）計画の素案及び説明資料

別紙１「八王子市障害者計画(中間見直し)及び第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（素案）」

別紙２「八王子市障害者計画(中間見直し)及び第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（素案）説明資料」

（３）パブリックコメント手続の実施

ア　期　　間　令和８年（2026 年）12 月１日（火）から令和９年（2027 年）１月４日（月）まで

イ　周知方法　広報はちおうじ 12 月１日号、市ホームページ

ウ　閲覧場所　障害者福祉課、本庁舎１階市政資料室、各図書館、市民部各事務所、各市民センター等

エ　提出方法　郵送、ＦＡＸ、電子メール、障害者福祉課窓口への提出

（４）今後のスケジュール

令和８年（2026 年）12 月　八王子市障害者地域自立支援協議会

令和９年（2027 年）１月　八王子市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

令和９年（2027 年）２月　計画公表